

## 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第16回議事要旨

- 1 日時 平成19年9月19日(水) 18:00~20:00
- 2 場所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者 堀部座長、安藤構成員、多賀谷構成員、中村構成員、  
長谷部構成員、舟田構成員、村上構成員  
鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、寺崎総合通信基盤局長、  
中田政策統括官、鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

### 4 議事要旨

#### (1) 主要関係事業者・団体等からの公開ヒアリング(第4回)

財団法人インターネット協会(以下「インターネット協会」という。)、社団法人テレコムサービス協会(以下「テレコムサービス協会」という。))及び特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟(以下「東京都地域婦人団体連盟」という。))から、それぞれ「中間取りまとめ」に対する意見を聴取し、その後意見交換を行った。

#### ア インターネット協会

##### (ア) 説明内容

「インターネットにおける違法・有害情報対策の現状と課題—中間取りまとめに関する公開ヒアリング—(資料2)」に基づき説明。

##### (イ) 意見交換

- 海外からの違法・有害情報に対して、インターネットホットラインセンターはどのような取組を行っているか、また、今後はどのような取組を行うことが重要と考えるかとの質問に対して、「INHOPEN」というホットラインの国際的なネットワークにより相互に通報する仕組みがあるが、児童ポルノ以外の法律が国によって異なることが問題との回答がインターネット協会よりあった。
- 違法・有害情報のフィルタリングについて、利用者やプロバイダでの導入は順調に進んでいると考えるか、フィルタリングの導入を促進する施策が何か必要かとの質問に対して、携帯電話のフィルタリングについては、申し込めば無料で機能が使えるようになっている。しかし、PCではばらつきがあり、関係団体で認知率を70%にするという普及啓発の努力目標を掲げているとの回答がインターネット協会よりあった。
- 「韓国では、インターネット上での名誉毀損の方が現実社会での名誉毀損よりも罪が重い」「訪問者数10万人以上/日のサイトは、加入時に本人確認が義務化される」とのことだが、そのような対応についてどう考えるかとの質問に対して、何か主張をしたいなら実名で行い、身分を隠して悪いことを書き込むカルチャーをなくすという考え方について韓国から説明があったとの回答がインターネット

協会よりあった。

- 「インターネット上の違法・有害情報対策の包括的枠組み」を示されているが、現状で何か不足する点があるか、不足する点があるとするれば、どのような改善策が必要かとの質問に対して、包括的なアプローチによる問題解決が必要だが、特に利用者のメディアリテラシーの啓発が一番大切との回答がインターネット協会よりあった。
- 中間取りまとめにおける「公然通信」については、放送とは異なり、削除依頼を無視し続けたり、ユーザのクレーム対応ができていない国内外のアウトサイダー対策が必要との意見がインターネット協会よりあった。
- 「公然通信」に係るコンテンツ流通に関して「共通ルール」を定めることについてどう考えるかとの質問に対して、法的な裏付けはあったほうがよい、アウトサイダー対策を行わないと自主規制では事態は改善されないとの回答がインターネット協会よりあった。
- 違法情報数（9,439件）と検挙・捜査件数（418件）の差分についてどのように評価しているか、また、通報者に対して処理結果はフィードバックされるかとの質問に対して、前者については、所定の期間が経過しても捜査のための電子掲示板管理者への削除要請の差し止めを警察から依頼されないので、インターネットホットラインセンターから削除要請をして削除された違法情報数が多分に含まれたものであり、後者については、通報番号により結果が分かるようにしているとの回答がインターネット協会よりあった。
- 違法・有害情報の削除依頼先において、掲示板レンタル事業者やデータセンター事業者等階層が下の事業者は当事者としての意識があるかとの質問に対して、当事者意識は持っており、まともなビジネスをやっているならば児童ポルノや違法情報はすぐ削除されるとの回答がインターネット協会よりあった。
- 通報されない違法コンテンツは、6万件に対してどの程度なのかとの質問に対して、通報されてくる違法コンテンツは氷山の一角であり、トレンドを知ることにはできるが、マンパワーを増やさないとフォローできないとの意見がインターネット協会よりあった。

## イ テレコムサービス協会

### (7) 説明内容

「「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」中間取りまとめへの意見」（資料3-1）及び「意見書」（資料3-2）に基づき説明。

### (4) 意見交換

- 違法・有害情報等に関しては通信業界のみで対処することは困難で、限界があり、「今後の法制度のさらなる検討に際しては、すべての関係者が対象となる枠組みを検討することが重要」とのことだが、「すべての関係者」とはどのような者を

対象として想定しているのか、また、対象となる通信業界以外の者にどのような役割を求めることが適切と考えているかとの質問に対して、ネット社会の安全・安心、違法・有害情報対策については、コンテンツの作成者・掲載者や掲示板運営者等の部分を考えなければ新しい法体系ができて実質的に機能せず、ネットに書き込みをするときの根本的なルールのコンセンサスがなかったことによる対応が悪くなる一方ではないかとの回答がテレコムサービス協会よりあった。

- 「技術的に中立的なコンテンツ規律を目指すことに異論はないが、技術的特性への配慮も必要」とのことだが、例えばどのような技術的特性への配慮が必要となるかとの質問に対して、例えばP2Pという技術によるコンテンツのやりとり、匿名による認証の問題等があるとの回答がテレコムサービス協会よりあった。
- 「プロバイダが違法・有害情報を判断することは難しい場合が多く、判断を支援する信頼性確認団体のような枠組みが期待される」とのことだが、どのような者で構成される団体が、違法・有害情報の判断を支援する団体として適当であるか、また、団体が「判断を支援する」とあるが、団体に直接判断させるという枠組みについてはどう考えるかとの質問に対して、違法情報については所管省庁中心の仕組みが考えられるが、有害情報については国民のコンセンサスが得られるような仕組みが必要ではないか。また、適切かつ迅速な対応を進める上でも信頼性確認団体的な組織が役に立つとの回答がテレコムサービス協会よりあった。
- 「コンテンツへの規制は法的な対応は難しい場合も多く、自主規制などを前提とせざるを得ないので、自主的な取り組みを法的に支援する仕組みが期待される」とのことだが、例えばどのような仕組みが考えられるかとの質問に対して、社会的にガイドライン自身が認知されるような仕組みがあれば、プロバイダ等としても対応する上で安心して迅速な対応もできるとの回答がテレコムサービス協会よりあった。
- 事業者による業法的なコンテンツのチェックを電気通信の仕組みの中に包括的に入れることは限界がある。「公然通信」は、誰でもアクセスでき、一定程度のセキュリティが保たれているようなところとしか定義できないのではないかとの意見が構成員よりあった。
- 「公然通信」かどうかの境目については、特定の人しかアクセスできないか誰もがアクセスできるかが大枠の考え方だと考えるが、特定といっても想定できる数も踏まえる必要があるとの意見がテレコムサービス協会よりあった。
- 「双方向性のあるサービス（コンテンツ）への検討が必要」とのことだが、どのような場合に有害かとの質問に対して、例えば、Aが違法情報を発信し、BがAによる違法情報の発信を認識しつつ自らは違法情報を発信せずにやりとりを継続しているとき等は、従来の一方的な書き込みのケースとは異なってくるとの回答がテレコムサービス協会よりあった。

## ウ 東京都地域婦人団体連盟

### (7) 説明内容

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間とりまとめへの意見―特にインターネット上の違法・有害情報について―」（資料4）に基づき説明。

### (1) 意見交換

- 「インターネット上の有害コンテンツを保護者の多くは不安に思っている」にもかかわらず、「フィルタリングの認知度が進んでも、なかなか実際の導入に結びつかない」とのことだが、何が要因として考えられるかとの質問に対して、我が子は大丈夫という意識、切迫した認識の不足、子供からの拒否反応、使い勝手の問題があるとの回答が東京都地域婦人団体連盟よりあった。
- 事業者が自主的に行っている違法・有害コンテンツへの対応について、有害情報として削除した場合、民事で訴えられる可能性があることについては、何らかの法的根拠により何とかならないかとの意見が東京都地域婦人団体連盟よりあった。
- 「何が有害情報かを国が判断する制度であってはいけない」とのことだが、誰が判断する制度が適切と考えるかとの質問に対して、特に戦前、戦中を知る人にとっては、国が情報に関与するのは怖いというのが正直な感想との回答が東京都地域婦人団体連盟よりあった。
- 通信と放送の総合的な法体系において、消費者保護規定をどうすればいいかとの質問に対して、特定商取引法のネガティブリストに載ったとしても、訪問販売や通信販売等に違法行為があったときは、総合的な法体系で契約の取消を担保していただくこと、また、電話を通じた契約、家電がネットにつながった場合のワンストップでの問題解決等あらゆる面から消費者保護規定について研究いただきたいとの回答が東京都地域婦人団体連盟よりあった。
- 情報通信法（仮称）の中に民事効的なものを含めていくべきかとの質問に対して、どんどん変化する契約形態の中で消費者が闘う手段ができ、それを利用した訴訟を積み重ねていくと、解釈や法律をよくしていくこともできるとの回答が東京都地域婦人団体連盟よりあった。
- 「何が有害情報かを国が判断する制度であってはいけない」「ゾーニングの検討も必要ではないか」とのことだが、有害図書の規制と比べてどう考えるかとの質問に対して、有害図書の規制については人海戦術で限界があるので、ネット特有の対策に変えなければいけない。また、自主規制が働くことでゾーンが分かれていくこともあるとの回答が東京都地域婦人団体連盟よりあった。

### (2) 次回会合

平成19年10月19日（金）10：00より開催。

以 上